



2023年4月6日

各位

会社名 株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表者名 代表取締役社長 井川 幸広
(東証プライム コード番号 4763)
問合せ先 取締役 管理グループ
グループマネージャー 黒崎 淳
(TEL. 03-4550-0008)

従業員向けインセンティブ・プランに係る 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2014年10月10日に導入した当社従業員を対象とするインセンティブ・プラン（以下、「本制度」といい、本制度導入のために設定済みである信託を「本信託」といいます。）について、本信託の受託者が当社株式を追加取得するための金銭を当社が追加信託することを決定しました。当該決定には、本制度において信託が取得する当社株式の取得方法について、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）によることが含まれておりますので、併せて下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2014年10月2日付「株式給付信託型 ESOP」の導入に関するお知らせをご参照ください。

記

1. 株式報酬制度の詳細

(1) 本信託の概要

① 名称	株式給付信託型 ESOP
② 委託者	当社
③ 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
④ 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
⑥ 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
⑦ 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑧ 信託契約日	2014年10月10日
⑨ 金銭を追加信託する日	2023年4月25日（予定）
⑩ 信託終了日（延長後）	2032年9月末日（予定）

(2) 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

① 取得する株式の種類	普通株式
② 株式の取得価額の総額	499,912,000 円
③ 取得する株式の総数	226,000 株
④ 株式の取得方法	自己株式の処分による取得
⑤ 株式の取得時期	2023年4月25日（予定）

2. 第三者割当による自己株式の処分

(1) 処分の概要

① 処分期日	2023年4月25日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 226,000株
③ 処分価額	1株につき 2,212円
④ 処分総額	499,912,000円
⑤ 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、2014年10月2日付取締役会において、当社従業員の中で一定以上の職位者に対し経営参画意識の向上を促すとともに、業績へのコミットメントとそのインセンティブを高めるための報酬制度として、本制度の導入を決議し、現在に至るまで本制度を継続しております。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式給付規程に基づき、信託期間中の当社従業員の職位等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2023年2月28日現在の発行済株式総数 23,009,000株に対し、0.98%（2023年2月28日現在の総議決権個数 224,469個に対する割合 1.01%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2014年10月10日
信託の期間 （延長後）	2014年10月10日～2032年9月末日（予定）
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

(3) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2023年4月5日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である2,212円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2023年3月6日～2023年4月5日）の終値平均2,232円（円未満切捨て）からの乖離率が-0.90%、直近3ヵ月間（2023年1月6日～2023年4月5日）の終値平均2,190円（円未満切捨て）からの乖離率が1.00%、あるいは直近6ヵ月間（2022年10月6日～2023年4月5日）の終値平均2,111円（円未満切捨て）からの乖離率が4.78%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

（4）企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上